

第4回農業委員会総会議事録

令和3年4月8日(木)

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第12号から第15号)
日程第4 議事(議案第11号から第14号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 堀 正

委員の定数 25名

委員の現在数 25名

出 席 委 員 (2 3 人)

1 番	樋上 豊	2 番	白山 一男
3 番	土合 正夫	4 番	帯刀 眞理子
5 番	浅井 満	6 番	城石 美枝子
7 番	金 賢志	8 番	炭谷 一三
9 番	森 敏朗	10 番	進藤 久司
11 番	栗山 信治	12 番	松山 宗則
13 番	明石 茂	14 番	末永 久義
16 番	高橋 吉博	17 番	前田 進
18 番	竹内 正治	19 番	永森 薫
20 番	高口 宗範	21 番	稲垣 潔
22 番	山崎 善夫	23 番	堀 正
25 番	小川 博行		

欠 席 委 員 (2 人)

15 番	林 康弘	24 番	有沢 敏博
------	------	------	-------

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会期の決定

- 第3 報告第12号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第13号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について
報告第14号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について
報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知等について

- 第4 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第13号 下限面積の設定について
議案第14号 農用地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長	遠藤 修	副主幹	村中 一也
主査	吉田 大樹	主事	原 美里

射水市農林水産課

主任	矢野 由香里
----	--------

会議の概要

開会時刻 午後2時00分

議長（堀会長）

ただいまから、第4回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますこと
をお知らせします。
それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長（堀会長）

まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長に
おいて「9番 森委員」「10番 進藤委員」をそれぞれ指名します。

会 期 の 決 定

議長（堀会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

議長（堀会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定しました。

報 告

議長（堀会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

（報告第12号の説明）

議長（堀会長）

報告第12号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
を議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（吉田）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

末永委員

農地の相続は、6か月以内にすることになっていると思うが、6か月を過ぎてても問題ないのか。

事務局（吉田）

実際には6か月以上経過してから登記されることもあり、罰則等もない。

議長（堀会長）

他に質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。
各案件についてご了知をお願いします。

（報告第13号の説明）

議長（堀会長）

次に報告第13号農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（吉田）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了承をお願いします。

（報告第14号の説明）

議長（堀会長）

次に報告第14号農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（吉田）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了承をお願いします。

（報告第15号の説明）

議長（堀会長）

次に報告第15号農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（吉田）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了します。

各案件についてご了知をお願いいたします。

議長（堀会長）

次に日程第4、本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。

各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いいたします。

（議案第11号説明・表決）

議長（堀会長）

それでは、まず議案第11号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

なお、本議案中、番委員に関する案件が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該案件の審議開始から終了まで退席をいたします。

【委員退席】

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（吉田）

議案書の6ページをご覧ください。

【議案第11号について議案書をもとに朗読】

議長（堀会長）

事務局の説明が終わりました。

これより本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(堀会長)

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議案第11号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(堀会長)

全員挙手です。

よって、議案第11号農地法第3条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

【 委員 着席】

(議案第12号説明・表決)

議長(堀会長)

次に、議案第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(吉田)

【議案第12号について議案書をもとに朗読】

議長(堀会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第12号の1番について、竹内委員より説明をお願いします。

竹内委員

議案第12号の1番について説明します。

申請人は 市内で中古車販売等を営んでいます。

国道8号沿いで中古車40台以上駐車できる土地を探し、宅地を取得しました。しかし、見たところ一体の敷地の一部に本申請地があることが分かりました。

駐車場として利用する上においても合理的な搬入搬送計画ができなくなることから、既存地を拡張し駐車場としての機能の充実を図りたく、地権者

の承諾を得られたため、申請するものです。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

議案第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。

よって、議案第12号農地法第5条第1項の規定による許可申請については、原案のとおり決定することに可決されました。

（議案第13号説明・表決）

議長（堀会長）

次に、議案第13号 下限面積の設定について議題としてお諮りします。本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（吉田）

【議案第13号について議案書をもとに朗読】

議長（堀会長）

事務局の説明が終わりました。

これより本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

松山会長職務代理

富山市や高岡市はどのように設定しているのか。

事務局（吉田）

基本は50アールになっている。富山市では八尾町や旧山田村で10アール、高岡市では太田や西田で40アールの設定をしている。

議長（堀会長）

他に質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。
議案第13号下限面積の設定について原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。
よって、議案第13号については、原案のとおり決定することに可決されました。

（議案第14号説明・表決）

議長（堀会長）

次に、議案第14号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

永森委員

10アールあたり0円での借り受けが多いが、農地の所有者には固定資産税がかかっていると思う。固定資産税は所有者が払っているのか。

事務局（矢野）

基本的に固定資産税は所有者が払っている。金額については当人同士で決めるものであり、やり方は市で把握していないが、お金の代わりに米を渡していることもあると聞いている。

議長（堀会長）

他に質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。
議案第14号農用地利用集積計画の決定について原案どおり決定するこ

とに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 (堀会長)

挙手全員であります。

よって、議案第 14 号射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに可決されました。

議長 (堀会長)

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって第 4 回総会を閉会します。

閉会時刻 午後 2 時 5 0 分

その他協議・報告事項

農業委員会活動記録簿について

次回開催場所と時刻について

5 月 1 0 日 (月) 午後 2 時から
射水市役所大島分庁舎大会議室

配布資料

- ・ 農業委員会活動記録セット (活動記録簿)
- ・ アグリとやま第 1 2 3 号
- ・ のうねん 3 月号

その他

議 長

署名委員

署名委員